

# 仕 様 書

## 1 業務名

埋蔵文化財発掘調査補助業務（西茨戸地区・屯田西地区）

## 2 業務場所

### (1) 発掘調査

札幌市北区西茨戸18-24ほか

K557遺跡（北海道教育委員会登録番号A-01-557）

### (2) 整理作業

札幌市中央区南22条西13丁目

札幌市埋蔵文化財センター

## 3 業務期間

自：令和6年(2024年) 4月 8日

至：令和7年(2025年) 3月31日

## 4 業務量

指示書により指示する業務量

（工種毎の予定数量は別紙「仕様詳細」のとおり）

## 5 業務体制

### (1) 本市係員

ア 発掘調査実施場所における埋蔵文化財の発掘調査（以下「発掘調査」という。）及び整理作業実施場所における埋蔵文化財の整理作業（以下「整理作業」という。）を担当する本市の文化財調査員を本市係員とする。

イ 本市係員は、本業務全体を統括するものとし、本業務の履行について確認を行い、発掘調査及び整理作業の進行との調整を図り、受託者に対して適切な指示を行うものとする。

### (2) 発掘調査の業務体制

#### ア 現場代理人

(ア) 発掘調査実施場所における基準点測量工、水準測量工、見出し設置工、方眼杭設置工、方向杭設置工、空中写真撮影工、測量記録工、人力掘削工に係る業務責任者を現場代理人と呼ぶものとする。

(イ) 現場代理人は、測量作業に従事する測量技師補が兼ねるものとする。

(ウ) 現場代理人は、埋蔵文化財の発掘調査における測量記録等業務について、3年以上の実務経験を有し、埋蔵文化財の発掘調査に精通しているものとする。

(エ) 現場代理人は、本市係員が計画する発掘調査が円滑に進行するよう取り計らうものとする。

- (オ) 現場代理人は、掘削作業員の労務管理・安全管理に関する一切の事項を監督するものとする。
- (カ) 現場代理人は、本市係員から受けた連絡・注意事項を速やかに掘削作業員等へ伝えること。

#### イ 掘削作業員

- (ア) 発掘調査実施場所において、現場代理人の指示のもと、人力掘削工に係る一切の作業を行うものを掘削作業員と呼ぶものとする。
- (イ) 掘削作業員は、埋蔵文化財の発掘調査に精通しているものとし、遺構・遺物の精査及び測量記録の補助作業（手作業による実測を含む）の実務経験を3年以上有する者を含めて構成するものとする。なお、掘削作業員の構成については、事前に本市係員と打合せを行い、承諾を得なければならないものとする。
- (ウ) 受託者は、掘削作業員に対して、埋蔵文化財の発掘調査の特殊性や重要性を十分認識させ、業務に際しては、万全の注意を払わなければならない。
- (エ) 現場代理人は、掘削作業員に就業開始前における体操を義務づけ、作業に伴うケガの発生を未然に防ぐよう務めるものとする。

#### ウ 人員配置

- (ア) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、委託者からの指示書に基づき、現場代理人及び掘削作業員を速やかに発掘調査実施場所に配置すること。  
現場代理人　－　掘削作業員

- (イ) 現場代理人は、当該業務の専任者でなければならず、作業日において業務実施場所に常駐することを原則とする。
- (ウ) 掘削作業員の勤務は原則として1日単位とするが、やむを得ぬ理由が生じた場合は本市係員の承諾を得たうえで半日単位の勤務及び欠勤を認めるものとする。その場合においては、午前勤務1回と午後勤務1回の組み合わせで1日勤務とみなすこととし、以後の出勤を調整することにより指示書で指示した業務量を達すること。

#### エ 人員の変更

やむを得ぬ理由で、本業務に従事する現場代理人及び掘削作業員（以下「発掘調査従事者」という。）を変更する場合には、書面にて届け出を行い、本市係員の承諾を受けること。

### (3) 整理作業の業務体制

#### ア 整理作業主任

- (ア) 整理作業実施場所において、整理図化工に係る一切の作業を統括する責任者を整理作業主任と呼ぶものとする。
- (イ) 整理作業主任は、埋蔵文化財の整理作業に係る3年以上の実務経験を有し、整理作業等の知識・技術に精通する者で、且つ埋蔵文化財の保護の意義を十分に理解し、埋蔵文化財の記録保存に求められる整理作業等の水準を維持できるものとする。

- (ウ) 整理作業主任は、整理図化工に係る一切の作業を統括し、それに伴う本市係員との連絡調整に基づき、他の整理作業員に対する作業指示・監督を行い、作業を円滑に遂行するものとする。
- (エ) 整理作業主任は、本市係員から受けた連絡・注意事項を速やかに整理作業員へ伝えること。

#### イ 整理作業員

- (ア) 整理作業実施場所において、整理作業主任の指示のもと、整理図化工に係る一切の作業を行うものを整理作業員と呼ぶものとする。
- (イ) 整理作業員は、整理作業等の実務経験を有し、整理作業等の知識・技術を有する者とする。なお、整理作業員の構成については、事前に本市係員と打合せを行い、承諾を得なければならないものとする。

#### ウ 人員配置

- (ア) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、委託者からの指示書に基づき、整理作業主任及び整理作業員（以下「整理作業従事者」という。）を速やかに整理作業実施場所に配置すること。  
整理作業主任　－　整理作業員
- (イ) 整理作業主任は作業日において業務実施場所に常駐することを原則とする。
- (ウ) 整理作業従事者の勤務は原則として1日単位とするが、やむを得ぬ理由が生じた場合は本市係員の承諾を得たうえで半日単位の勤務及び欠勤を認めるものとする。その場合においては、午前勤務1回と午後勤務1回の組み合わせで1日勤務とみなすこととし、以後の出勤を調整することにより指示書で指示した業務量を達すること。

#### エ 人員の変更

やむを得ぬ理由で、本業務に従事する整理作業従事者を変更する場合には、書面にて届け出を行い、本市係員の承諾を受けること。

## 6 業務日時

### (1) 発掘調査

- ア 発掘作業は、令和6年(2024年)5月20日から9月6日(予定)まで行うものとする。
- イ 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日は原則として作業を行わない。また、天候及びその他の事由で発掘作業を行わない場合がある。
- ウ 天候及びその他の事由で発掘作業を行わないときは、本市係員が現場代理人に通知する。
- エ 作業時間は、9時00分～17時00分とする。
- オ 作業中の降雨等による作業の中断は、本市係員と現場代理人が協議して決定する。

### (2) 整理作業

- ア 整理作業は、令和6年(2024年)6月1日から令和7年(2025年)3月31日まで行うものとする。
- イ 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日は原則として作業を行わない。また、施

設の都合等により作業を行わない場合がある。

ウ 整理作業日は、指示書により業務期間及び業務量を指示した後、速やかに本市係員と整理作業主任が協議して決定する。

エ 作業時間は、9時00分～17時00分とする。

## 7 提出書類

受託者は、契約締結後、業務着手までに、業務実施に必要な下記(1)～(6)の書類を提出しなければならない。なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、本市係員の承諾を得ることとする。

また、受託者は、指示書で業務を指示された際は、速やかに、下記(7)の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人指定通知書
- (3) 現場代理人経歴書（健康保険証の写し及び資格証明書の写しを添付）
- (4) 発掘調査業務体制表
- (5) 整理作業主任指定通知書（経歴書を添付）
- (6) 整理作業業務体制表
- (7) 承諾書

## 8 業務内容

本業務は、下記の工種毎に単価契約を行い、業務期間内に指示書により指示した業務量に基づき、実施するものとする。

### (1) 発掘調査

#### ア 基準点測量工

- (ア) 3級基準点測量
- (イ) 測量成果簿の作成

#### イ 水準測量工

- (ア) 4級水準測量
- (イ) 調査区内仮ベンチマークの設置
- (ウ) 水準測量手簿の作成

#### ウ 見出し設置工

調査範囲の位置出し・見出し杭の設置

#### エ 方眼杭設置工

- (ア) 調査区方眼杭の設置
- (イ) グリッド配置図の作成

#### オ 方向杭設置工

- (ア) 調査区方向杭の設置
- (イ) 設置方向杭位置図の作成

#### カ 空中写真撮影工

- (ア) マルチコプター等による調査区・遺構の垂直・俯瞰写真撮影記録

(イ) 写真記録の処理

キ 測量記録工

(ア) トータルステーションによる調査区・遺構・遺物の形状・位置記録（標高記録含む）

(イ) トータルステーション・手作業による調査区・遺構の土層断面記録（標高記録含む）

(ウ) デジタルカメラによる調査区・遺構・遺物の掘削・検出・完掘状況等の写真撮影記録

(エ) 記録データの処理

(オ) 手作業で記録した図面のデジタル化

ク 人力掘削工

(ア) 調査区の人力掘削

(イ) 遺構・遺物の検出・精査・完掘

(ウ) 測量記録工の補助作業

(エ) 遺物の取り上げ、コンテナ内への収納及び基礎整理（水洗、注記、台帳整理・入力等）

(オ) ブルーシート・コンパネ等による遺構等の保護措置

(カ) バケツ・スポンジ等による調査区内の簡易的な雨水処理

(キ) その他本業務に必要なあらゆる作業

(2) 整理作業

ア 整理図化工

(ア) 遺物の接合・復元

(イ) 微細遺物（動植物遺存体、石器碎片等）の一次選別、選別台帳の作成

(ウ) 発掘調査記録類のデータ入力、一覧表の作成

(エ) 遺物の3次元計測、計測データの整理・調整

(オ) 図化ソフト（Adobe Illustrator 等）を用いた遺構配置図、遺構平面図、土層断面図、遺物分布図、遺物実測図等のデジタル図面の作成・編集

(カ) 画像編集ソフト（Adobe Photoshop 等）を用いた写真図版の作成・編集

(キ) その他本業務に必要なあらゆる作業

9 仕様

別紙仕様詳細、別紙札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書、別紙指示書

10 基準点測量工及び水準測量工

(1) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。

(2) オートレベルは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。

(3) 基準点の座標は、世界測地系の座標を用いること。

(4) 調査区内に、仮ベンチマークを設置すること。

### 1 1 見出し設置工

- (1) 見出し杭には、幅4.5cm×厚さ1.2cm×長さ120cmの角材を使用すること。
- (2) 見出し杭の設置時期、設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。

### 1 2 方眼杭設置工及び方向杭設置工

- (1) 方眼は、本市係員の指示に従い設定すること。
- (2) 方眼には、世界測地系の座標を与えること。
- (3) 方眼杭には、幅6.0cm×厚さ6.0cm×長さ60cmの角材を使用すること。
- (4) 方向杭には、幅4.5cm×厚さ4.5cm×長さ60cmの角材を使用すること。
- (5) 方眼杭には、本市係員の指示に従い、方眼名を表記すること。
- (6) 方向杭の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (7) 3枚の遺物包含層を想定している。方眼杭・方向杭設置は、少なくとも3回にわけて実施することとし、詳細は本市係員の指示に従うこと。

### 1 3 空中写真撮影工

- (1) マルチコプター等の飛行は、国土交通省の航空法法令を遵守し安全に行うこと。
- (2) 空中写真撮影には、高度150m以上の飛行能力を有し、撮影機材の搭載が可能なマルチコプター等を使用すること。
- (3) 撮影に使用する機材の構成や仕様は、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (4) 空中写真撮影には、20メガピクセル（2,000万画素）程度の解像度を有するデジタル一眼レフカメラを搭載し撮影を行うこと。
- (5) 機体からのモニタリング映像の転送については、総務省の電波法に適合した映像転送装置（1.2GHz帯）を用いること。
- (6) 撮影写真には機影が写らぬように配慮するとともに、地形・遺構等が鮮明に表現できるように、撮影日程・時間について、本市係員と十分に打合せを行うこと。
- (7) 撮影前に、撮影地周辺の状況を確認し、支障物の有無、飛行に際しての承認申請の可否、近郊の民情を把握した上で、必要な対策を講じること。

### 1 4 測量記録工

- (1) 本市係員の指示に従い、各種範囲、形状、位置、土層断面等を、トータルステーションを使用して記録するとともに、事業地や調査の状況、各種検出状況、土層断面等について、係員が指示した状態、範囲で写真撮影を行うこと。
- (2) トータルステーションは、国土地理院認定の3級以上の機材を使用すること。なお、トータルステーションは、常時2台用意するものとし、併用できる体制を整えること。
- (3) 測量時に必要な機材・消耗品等（オートレベル、アルミスタッフ、コンベックス等）はすべて受託者が用意すること。

- (4) 本市係員の指示に従い、必要に応じて、遺構断面図等を手作業で記録すること。
- (5) デジタルカメラは、20メガピクセル（2,000万画素）以上の解像度を有するデジタル一眼レフカメラを使用すること。
- (6) 写真撮影時には、撮影対象等を記入した看板を写し込むか、撮影台帳を記入するものとし、それらをもとに本市係員が指定した書式で写真台帳を作成すること。
- (7) 現地での業務に用いる撮影看板、撮影台帳、遺物台帳、遺構台帳、土層注記台帳等は、様式について本市係員と打合せのうえ、すべて受託者が用意すること。

## 1.5 人力掘削工

- (1) 掘削方法は、事前に本市係員と打合せを行い決定すること。
- (2) 排土の処理方法は、事前に本市係員と打合せを行い決定すること。
- (3) 遺構・遺物の精査方法は、その都度、本市係員の指示に従うこと。
- (4) 取り上げた遺物は、密閉式のビニール袋に収納し、ビニール袋には、遺跡名、出土方眼名、層位、遺物番号、日付等を、黒マジックで記載すること。なお、記載内容については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (5) 遺物は、コンテナに収納するものとし、コンテナには内容物が把握できるようにラベル等を貼付すること。なお、収納方法については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (6) 遺物の基礎整理（洗浄、注記、台帳整理・入力、土壌サンプルの浮遊選別作業等）は、本市係員の指示した日程、作業スペースで実施すること。
- (7) 遺物取り上げに要する道具（ビニール袋、はし、竹串等）、遺物収納に要する器材（コンテナ、ザル等）、遺物の基礎整理に要する道具（ブラシ、タオル、注記用具、遺物注記機、重量計等）、浮遊選別作業に要する道具（フローテーションマシン、篩、サラシ等）は、内容について本市係員と打合せのうえ、すべて受託者が用意すること。
- (8) 本市係員の指示に従い、遺物台帳、遺構台帳を作成・整理・入力すること。なお、台帳データの入力項目については、本市係員の指示に従うこと。
- (9) 遺物の取扱いには、破損・紛失・混同等のないよう、最善の注意を払うこと。
- (10) 本市係員の指示に従い、ブルーシート・コンパネ・ビニール等を用いて、遺構・遺物・包含層等の保護を行うこと。
- (11) 本市係員の指示に従い、調査区内に滞水した雨水の排水作業を行うこと。
- (12) 遺構等の保護措置及び雨水の排水作業に際しては、遺構・遺物に影響を及ぼすことがないように最善の注意を払うこと。
- (13) 本市係員が指示した時期・場所にフローテーションマシンを設置し、浮遊選別作業を行うこと。

## 1.6 整理図化工

- (1) 整理作業は、『発掘調査のてびきー整理・報告書編一』（文化庁文化財部記念物課編；平成22年3月30日発行）を参考とし、札幌市教育委員会既刊の『札幌市文化財調査報告書』（以下「報告書」という。）に準拠するものとし、詳細な作業内容及び

具体的な作業方法については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。

- (2) 整理図化工で使用するパーソナルコンピューター、図化ソフト、画像編集ソフト及び3次元計測機器等は本市が提供する。
- (3) 受託者は、整理作業従事者に、埋蔵文化財の重要性を十分に理解させた上で、埋蔵文化財の紛失・破損・汚損等が生じないように、万全の注意を払い作業を行うよう教育・指導を徹底すること。
- (4) 本業務で取り扱う埋蔵文化財、及び委託者が提供する各種データ記録等について、本市係員の承諾なしに、作業場所以外に持ち出したり、複写して公開したりすることがないように徹底すること。
- (5) 本市係員と協議の上、本市係員が指定した施設内の空間で作業を行うこと。なお、施設内のトイレ、給湯設備、水道設備、シンク、ロッカー、机、テーブル、椅子、収納用コンテナ等は、施設内の設備・備品を使用することができるものとし、その使用に伴う光熱水費は発注者が負担する。

#### 1.7 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人又は整理作業主任は、当該日の業務が終了した後に、業務日誌を作成し、翌作業日に本市係員へ提出すること。
- (2) 業務日誌には、工種毎の作業内容、発掘調査従事者及び整理作業従事者の内訳・人数を記載すること。
- (3) 発掘調査の作業当日にその日の測量記録、測量台帳、写真記録、写真台帳を本市係員が指定する方法で提出し点検を受けること。提出方法については本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (4) 整理作業の作業当日にその日の作業内容を本市係員が指定する方法で提示し点検を受けること。提示方法については本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (5) 月ごとに当該月分の業務終了届を遅滞なく提出すること。業務終了届には、当該月分の業務実績を指示書ごとに記載した業務実績内訳、当該月分の業務日誌、掘削作業員及び整理作業員の出勤を確認できる稼働確認簿の写しを添付し、必要に応じて業務日誌では確認しがたい当該業務の確認の証となる資料を添付すること。
- (6) 測量記録のデータ項目については、本市係員の指示に従うこと。データは、CSV形式に変換したデジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (7) 測量図面の内容・種類については、本市係員の指示に従うこと。図面データは、本市係員の指示に従い縮尺調整、レイアウト、平面図・断面図の整合作業、線種調整等を行い、本市係員の確認を受けた上で、イラストレーター形式のデジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (8) 写真記録は、本市係員の指示に従いファイル名を変更し、写真台帳と照合したうえで、デジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (9) 写真台帳はEXCEL形式で入力し、デジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (10) 空中写真撮影成果は、デジタルカメラのデータを印画紙にプリントしてアルバムに収納し、デジタルデータを収めた記録メディアを添付した上で、納品すること。



- (11) 土層注記台帳はE X C E L形式で入力し、デジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (12) 遺物台帳は、E X C E L形式に変換したデジタルデータを記録メディアで納品すること。
- (13) 手作業で記録した遺構断面図等の図面は300dpiでスキニングし、内容・種類ごとにファイル名を付してJ P E G形式のデジタルデータとすること。また、それらの図面をデジタルトレースし、イラストレーター形式のデジタルデータとすること。いずれのデジタルデータも、記録メディアで納品すること。
- (14) 選別台帳は、E X C E L形式で入力・保存すること。
- (15) 遺物の3次元計測データは、本市係員の指示するファイル形式で保存すること。
- (16) 遺構配置図、遺構平面図、土層断面図、遺物分布図、遺物実測図等のデジタル図面は、イラストレーター形式のデジタルデータとし、本市係員が指示する版面調整、縮尺調整、レイアウト、線種調整、キャプション入力等を行い、本市係員の確認を受けた上で保存すること。
- (17) 写真図版は、フォトショップ形式のデジタルデータとし、本市係員が指示する版面調整、縮尺調整、色調・明度調整、レイアウト、キャプション入力等を行い、本市係員の確認を受けた上で保存すること。
- (18) 発掘調査に係るデジタルデータの納品に用いる記録メディアは、本市係員と事前に協議を行い決定すること。また、整理作業に係るデジタルデータは、本市係員の指示するハードディスクに保存すること。
- (19) 発掘調査終了後、測量成果簿、水準測量手簿、グリッド配置図、測量記録、測量図面、写真記録、写真台帳、空中写真撮影成果品、土層注記台帳、遺物台帳、選別台帳を提出すること。また、整理作業終了後、遺構配置図、遺構平面図、土層断面図、遺物分布図、遺物実測図、写真図版を提出すること。提出物は、特に定めたもの、本市係員が指示したものを除き、原則としてデジタルデータで提出すること。

## 1 8 安全対策等

- (1) 発掘調査業務に係る交通安全、災害、公害防止、防犯及び緊急時における連絡体制等については、所轄の労働基準監督署、警察署、消防署、周辺の医療機関及び緊急病院並びに道路管理、関係官公署、地元関係者と緊密な連絡をとり、又は事前に把握し万全を期すこと。
- (2) 発掘調査実施場所は北海道電力(株)の鉄塔及び送電線に隣接するため、現地における作業開始前に北海道電力(株)への相談・申請を行うこと。
- (3) 発掘調査業務施工中、別紙共通仕様書の安全管理並びに法令の遵守に係る定めを参考に、従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には、応急処置等所要の措置を講ずるとともに、遅滞なく本市係員に報告すること。
- (4) 本業務の履行に伴い、従事者の過失により施設、設備、備品、機器類等を破損・汚損等した場合並びに事故が発生した場合は、受託者の責任において対応し、原状復旧及びその他必要となる費用を負担すること。

## 19 その他

- (1) 業務の指示は、業務期間及び工種毎の業務量を示した指示書により行う。
- (2) 工種毎の業務の予定数量は、作業の進捗状況により増減することがある。
- (3) 掘削作業員は基本的に現地集合とし、それに係る移動手段は問わないが、業務場所が遠隔地のため、業務に支障がないよう適切な手段を講じること。
- (4) 整理作業従事者は、通勤に伴って整理作業実施場所の施設駐車場を使用することはできない。
- (5) 受託者は、発掘調査従事者及び整理作業従事者が本市の信用を失墜する行為をしないよう教育・指導を徹底すること。
- (6) 業務で得た記録類及び作成したデータは、全て本市の所有とすること。
- (7) 受託者は、発掘調査従事者及び整理作業従事者が業務上知り得た情報を漏洩することのないよう教育・指導を徹底すること。
- (8) 作業終了後には翌日の作業進行・内容について本市係員と打合せを行うこと。
- (9) その他全般について、本市係員との十分な協議結果に基づき、業務を遂行すること。
- (10) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要なものは、受託者の負担で履行すること。

## 仕様詳細

### 1) 基準点測量工

名称	規格	単位	数量
基準点測量	3級基準点測量	点	2

### 2) 水準測量工

名称	規格	単位	数量
水準測量	4級水準測量	km	1.3

### 3) 見出し設置工

名称	規格	単位	数量
見出し杭設置		本	38

### 4) 方眼杭設置工

名称	規格	単位	数量
方眼杭設置	発掘調査期間内で少なくとも3回に分けて実施予定	本	12

### 5) 方向杭設置工

名称	規格	単位	数量
方向杭設置	発掘調査期間内で少なくとも3回に分けて実施予定	本	36

### 6) 空中写真撮影工

名称	規格	単位	数量
空中写真撮影		回	1

### 7) 測量記録工

名称	規格	単位	数量
測量技師補	令和6年5月20日～9月6日、2人×78日間(予定)	人	156

### 8) 人力掘削工

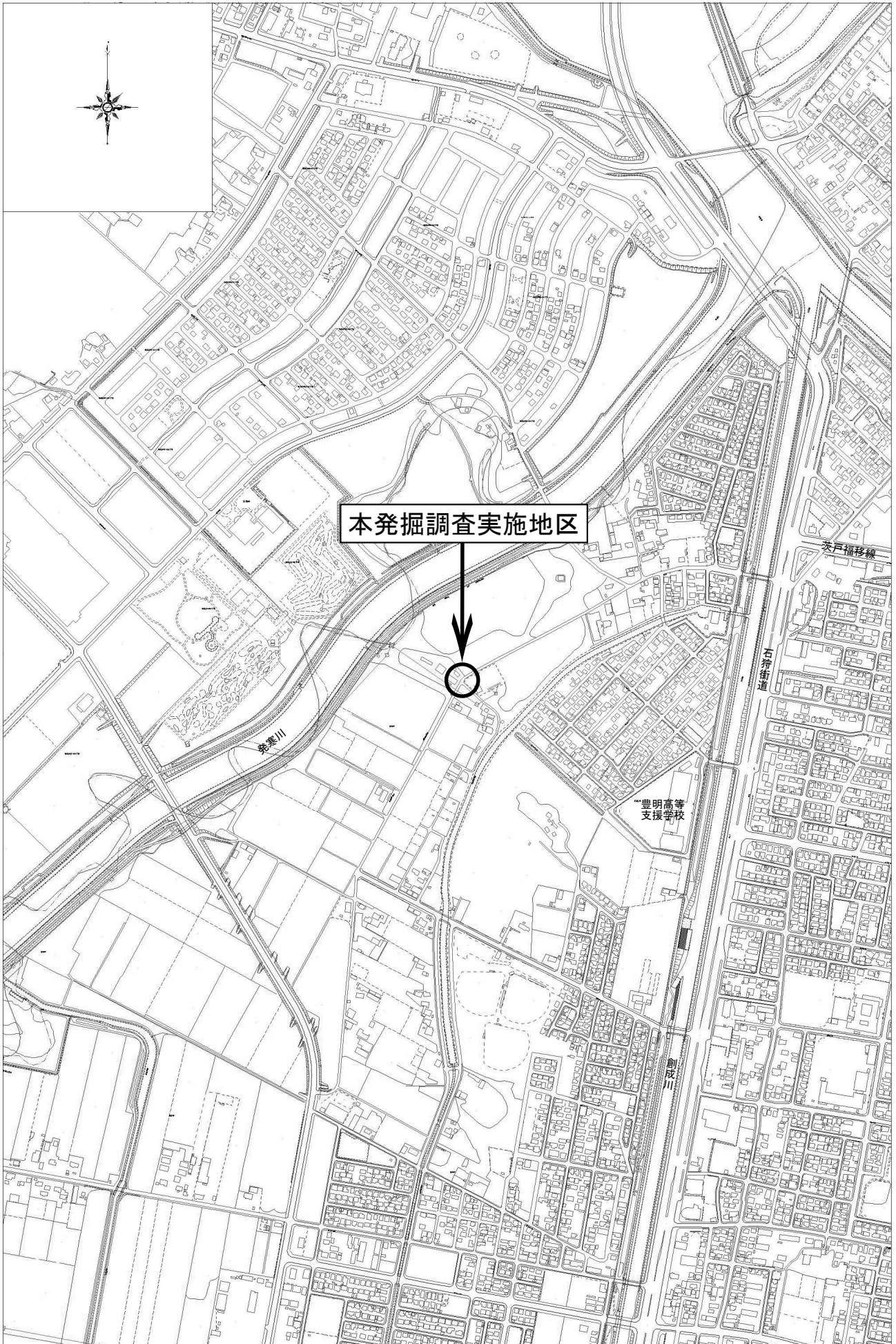
名称	規格	単位	数量
掘削作業員	令和6年5月20日～9月6日	人	790

### 9) 整理図化工

名称	規格	単位	数量
整理作業員	令和6年6月1日～令和7年3月31日	人	280

1)～8): 西茨戸地区 (K557遺跡)

9): 屯田西地区 (K498遺跡)

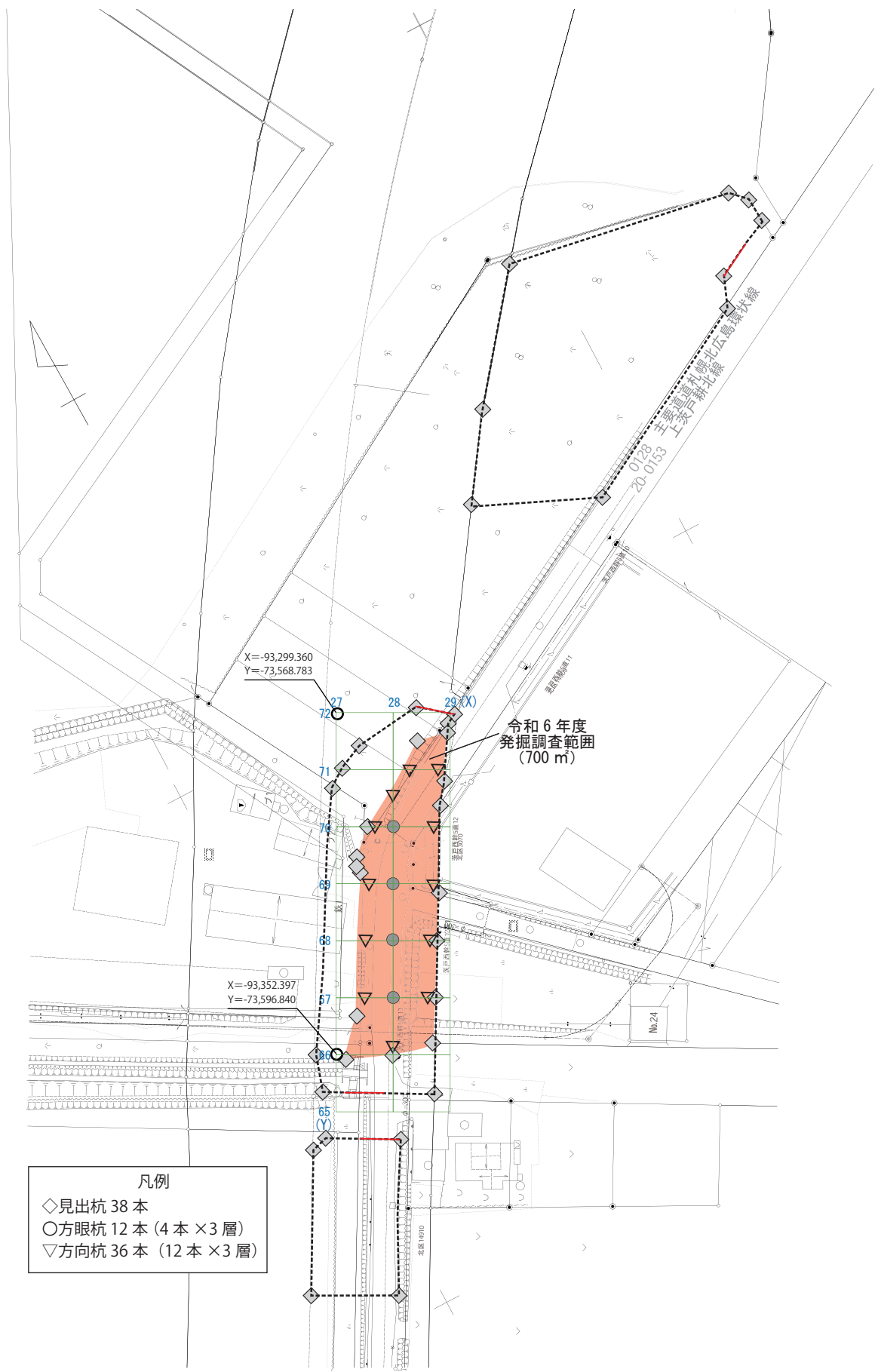


本発掘調査実施地区



位置図

S=1/10,000



- 凡例
- ◇見出杭 38 本
  - 方眼杭 12 本 (4 本 × 3 層)
  - ▽方向杭 36 本 (12 本 × 3 層)

S=1/2000

詳細図 (令和 6 年度)

## 札幌市埋蔵文化財測量記録等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財測量記録等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

### 用語の意味

測量記録等：トータルステーション、カメラによる各種範囲、位置、土層断面等の測量記録、写真記録と、遺構調査等を含む人力掘削のすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動物の骨・種子等をいう。

### 業務仕様

#### 1 安全管理

- (1) 受託者は、交通・自然災害、防犯等に関する緊急時の連絡体制を、係員と協議のうえ整備すること。
- (2) バックホウの作業半径内における各種作業は、原則として禁止する。
- (3) 部分的に深い掘削を行う場合は、壁面の崩落等の危険性を常に意識し、開口部への進入や排土等の滑落、従事者の配置等に留意すること。
- (4) 現場代理人は、測量記録や人力掘削に用いる道具等の安全かつ確な使用方法の周知、整理・整頓を心掛け、安全かつ快適な現場環境の保持に努めること。
- (5) 掘削作業員の安全管理や体調管理は、現場代理人が配慮すること。
- (6) 従事者及び観測機器・車輛等が、第三者やその車輛等の往来を妨げないように配慮すること。
- (7) 業務の実施に際し、従事者及び第三者の安全を確保する必要が認められる場合は、交通誘導警備員やバリケード等の保安施設を配置しなければならない。

## 2 測量記録業務

- (1) 測量作業は、国家基準点や公共基準点を用いて行うこととし、調査区方眼の設定方法については、係員の指示に従うこと。
- (2) 測量記録については、係員の指示により、各種範囲、位置、土層断面等について、トータルステーションを使用して測量し、三次元データとして記録すること。
- (3) 写真記録については、係員の指示により、事業地や調査の状況、各種検出状況、土層断面等について、係員が指示した状態、範囲で写真撮影するものとする。
- (4) 遺物の出土状況を撮影する場合は、遺物に付着した土を除去し、遺物の特徴を明瞭に記録できる状態にする必要があるが、みだりに遺物を取り上げることがないようにしなければならない。
- (5) 測量機材については、その故障等で作業が中断することのないよう留意すること。
- (6) 測量成果は、指定された形式に変換の上、指定された媒体で納品すること。
- (7) 写真記録は、指定された媒体で納品すること。
- (8) 業務で得た記録類は全て本市の所有とすること。

## 3 掘削業務

- (1) 掘削作業員は、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 人力掘削は、係員の指示した深さ、土層まで、土質や土色の変化に注意しながら、排土中に遺物が含まれることがないように、慎重に作業すること。
- (3) 遺構・遺物が発見された場合は、速やかに係員に報告すること。
- (4) 遺構・遺物が発見された場合は、係員の指示に従い、慎重に検出・精査すること。

## 4 法令の遵守

- (1) 業務の実施に際しては、「文化財保護法」、「測量法」等の関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に際しては、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、安全管理及び衛生管理に努めること。
- (3) 作業員の雇用に際しては、「労働基準法」、「雇用保険法」、「労働災害補償保険法」等の関係法令を遵守すること。
- (4) 業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 5 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。



札文財 第 号  
令和 6 年(2024 年) 月 日

様

札幌市長 秋元 克広

## 指 示 書

業 務 名 埋蔵文化財発掘調査補助業務（西茨戸地区・屯田西地区）

年 月 日付契約締結の上記業務について、次のとおり業務の  
施工を指示します。なお、本書受領後、業務開始までに承諾書を 1 部提出してくださ  
い。

調査担当者		
業務内容		
施工地区住所	札幌市北区西茨戸 18-24 ほか、札幌市中央区南 22 条西 13 丁目	
施工期間	令和 6 年(2024 年) 月 日 ( ) ~ 令和 6 年(2024 年) 月 日 ( )	
工種及び 数量の予定	基準点測量工	点
	水準測量工	km
	見出し設置工	本
	方眼杭設置工	本
	方向杭設置工	本
	空中写真撮影工	回
	測量記録工	人
	人力掘削工	人
整理図化工	人	
その他		

注 1 天候等により、業務を変更することがあるので、調査担当者との連絡を密にすること。

2 数量については予定量であり、現場の状況により増減が生じる場合がある。